

# 平成目安箱への回答 No.2 保育園入所採点におけるテレワーク(在宅勤務)の点数改善と理解促進について

担当主管課：子育て支援課保育園・幼稚園係（内線 318）

要望等内容	回答
<p>現在、保育園入所判定に用いられる点数表の中で、居宅内勤務においては、居宅外勤務より点数差を10点低く設定されております。</p> <p>「働き方改革」や、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、テレワーク(在宅勤務)推進が進んでおりますので、居宅内勤務(テレワーク)への理解と、居宅内勤務と居宅外勤務を同じ点数に改善したくお願い致します。また、東京から1時間という大磯町の立地は、居宅内勤務(テレワーク)が可能な労働者においては、通勤を考慮することがなく、移住の候補地に上げることができます。</p> <p>居宅内勤務(テレワーク)への理解を広げることは、大磯町の活性化の推進と街の人口を増やす対策へと繋がられると思います。</p> <p>以下参考までに資料を掲載しておきます。</p> <p>「働き方改革実現会議」より一部抜粋。</p> <p>「5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備」</p> <p>(1) 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援 事業者と雇用契約を結んだ労働者が自宅等で働くテレワークを「雇用型テレワーク」という。近年、モバイル機器が普及し、自宅で働く形態だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務といった新たな形態のテレワークが増加している。このような実態に合わせ、これまでは自宅での勤務に限定されていた雇用型テレワークのガイドラインを改定し、併せて、長時間労働を招かないよう、労働時間管理の仕方も整理する。 具体的には、在宅勤務形態だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務を、雇用型テレワーク普及に向けた活用方法として追加する。</p> <p>(2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援 事業者と雇用契約を結ばずに仕事を請け負い、自宅等で働くテレワークを「非雇用型テレワーク」という。インターネットを通じた仕事の仲介事業であるクラウドソーシングが急速に拡大し、雇用契約によらない働き方による 仕事の機会が増加している。</p> <p>(3) 副業・兼業の推進に向けたガイドラインや改定版モデル就業規則の策定</p> <p>以下、総務省HP抜粋 平成25年6月には、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、同宣言工程表において「テレワーク導入企業数3倍（2012年度比）」「雇用型在宅型テレワーカー数10%以上」等の政府目標が掲げられたところです。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。さて、保育園の入所に係る利用調整点数表についての御意見ですが、これまでも時世を捉えた上で改訂を行い、入所判定の判断基準としてまいりました。しかしながら、保育ニーズの高まりにより、当町においても待機児童が発生している状況下、テレワークなどの多様化する就労形態やライフスタイルに応じ、かつ利用者の現実に沿った基準であることがより強く求められております。そのため、近隣市町の利用調整点数表や動向を確認しつつ、より大磯町の保育ニーズに即した利用調整点数表になるよう、見直しへの取組みを行ってまいります。</p>

テレワーク導入についてはメリットとして以下のことが挙げられています。

◆少子高齢化対策の推進

人口構造の急激な変化の中で、個々人の働く意欲に応え、その能力を遺憾なく発揮し活躍できる環境の実現に寄与

女性・高齢者・障がい者等の就業機会の拡大

「出産・育児・介護」と「仕事」の二者選択を迫る状況を緩和

労働力人口の減少のカバーに寄与

◆ワーク・ライフ・バランスの実現

家族と過ごす時間、自己啓発などの時間増加

家族が安心して子どもを育てられる環境の実現

◆地域活性化の推進

UJIターン・二地域居住や地域での企業等を通じた地域活性化

◆環境負荷軽減

交通代替によるCO2の削減等、地球温暖化防止への寄与

◆有能・多様な人材の確保生産性の向上

柔軟な働き方の実現により、有能・多様な人材の確保と流出防止、能力の活用が可能に

◆営業効率の向上・顧客満足度の向上

顧客訪問回数や顧客滞在時間の増加

迅速、機敏な顧客対応の実現

◆コスト削減

スペースや紙などオフィスコストの削減と通勤・移動時間や交通費の削減等

◆非常災害時の事業継続

オフィスの分散化による、災害時等の迅速な対応

新型インフルエンザ等への対応

総務省においては、これまで、テレワーク試行体験プロジェクト、先進的テレワークシステムの実証実験等とともに、全国各地域における普及啓発・セミナーやテレワーク導入コンサルティング等の取組を実施し、テレワークの迅速・着実な推進に取り組んでいるところです。

また、総務省職員を対象としたテレワーク制度も平成18年より本格導入し、国家公務員テレワークを率先実施しています。

目安箱受付日：H29. 4. 26

揭示日：H29. 5. 15